

現場説明書（建築・設備工事編）

(A) 工事概要及び一般事項

1. 工事概要
① 工事名称 佐賀県本丸歴史館外装木部塗装改修 工事
② 施工場所 佐賀市
③ 工期 契約日から令和 年 月 日まで
④ 工事内容 (別添 特記仕様書及び設計図による)
⑤ 別添予定の関連工事
⑥ 別添の提出方法及び回答期日等 (公文書等指示)
⑦ 設計図書の優先順位
2. 設計図書の優先順位
設計図書は相互に衝突するものとし、相互に相違がある場合は優先順位は次のとおりとする。
① 別添図書
② 現場説明書
③ 特記仕様書
④ 設計図書 (公共性宅業者等連合協議会編集)
⑤ 共通仕様書 (公共性宅業者等連合協議会編集)
⑥ 工事手順・完成時の提出図書
3. 工事手順・完成時の提出図書
① 工事開始後、設計図書の納小版 (A3版又はA4版) 作成または提出すること。又は監理員の指示による。
② その他、監理員宅または図面作成・提出室 (平日9時～17時) により監理員の指示に従って監理員宅へ提出すること。
4. 契約事務上の注意事項

- ① 工事開始前には佐賀県建設工事請負契約約款第1条の2第1項に掲げる事項を精査し、その旨の契約事務については佐賀県財務課に提出すること。
② 工がほぼ完成した場合は、各年度の請負代金の支払限度額及び他の支払責任は、契約書作成の日までに通知する。
③ 不慮の事故に備えて火災保険等に加入すること。なお、契約額は工事損壊・特約約款に相対する内容とし、原則として工事完成後14日間の予備期間を設けること。

(B) 現場及び技術に関する説明事項

1. 監理員事務所
監理員事務所を設ける場合は、事務所へ机・椅子・保管用具等を必要に応じて贈ること。なお、現場林込及び施工方法及び施工手順を必要とする場合は監理員との協議により実施すること。
2. 指定役所
設計図面に明記された仮設については、指定役所として実施すること。なお、現場林込及び施工方法及び施工手順を必要とする場合は監理員との協議により実施すること。
3. 工事着手前の確認
現場の配置については設計図書に基づいて確認を行い、監督員と最終確認を行うこと。
既存設備内で壊棄・改修工事をする場合は、原設計図書及び施工計画書等を作成し施工し、必要なら「工所用地等」について監督管理と協議すること。また、既存設備、地下埋設物については充分な予備調査を行って施工すること。
4. 工程管理
工事の着手に当たっては、他の関連工事業者と調整の上、受電時期や仮設設置期間等を見込みながら実施工程表を作成し監督員に提出すること。また、工期間中はこの工程表に近い工程の内容を逐次進捗に努めること。
5. 施工体制整備
請負員は、工事をするために関し特約約款の請負金額が3,000万円以上あるときは、それらの請負代金総額が3,000万円以内 (建築一式工事4,500万円以内) となるように、別に定める国土交通省令に基づいて配賦し、工事現場に備えることとし、所定の様式 (建築一式工事監理指針等を参照) により監督員に提出し、なければならぬ。
また、1次下請負契約の請負代金が1,000万円以内の場合は、下請負契約書の発し (1次、2次下請負契約もすべて) を添付しなければならない。
また、1次下請負契約の請負代金が1,000万円以内の場合は、下請負契約書の発し (1次、2次下請負契約もすべて) を添付しなければならない。
また、1次下請負契約の請負代金が1,000万円以内の場合は、下請負契約書の発し (1次、2次下請負契約もすべて) を添付しなければならない。
また、1次下請負契約の請負代金が1,000万円以内の場合は、下請負契約書の発し (1次、2次下請負契約もすべて) を添付しなければならない。
6. 施工中の安全管理及び環境保全等
施工中の安全管理及び環境保全等については「建設・電気・機械各種標準仕様書」によるほか、次の指針・要領によること。
 - ・ 建設工事安全衛生技術指針 (平成22年5月3日改訂、国土建設第60号)
 - ・ 建設工事安全衛生対策要領 (平成15年1月17日、建設労働安全衛生第1号)
 - ・ 建設労働物産処理要領 (平成14年5月30日改訂、国土建設第12号、国土建設第12号等、関係建設第7号)事件・事故発生時には直ちに監督員に連絡すること。
7. 利用人等の管理
請負員は、利用人等 (下請負業者又はその利用人等) はその利用人等(その他これに準ずる者を含む) の適正な労働条件を確保し、喫煙、使用人等への指導及び教育を行うとともに、工事現場に導入されるよう管理し、監督員に報告すること。また、利用人等の管理に当たっては、作業員名簿を作成・保管することとし、監督員の指示があった場合は、指示すること。
8. 工事監督者
この工事については、監督業務の一部を第三者 (設計業者) に委託する可能性がある。
9. 特定元分事業者
労働安全衛生法第68条第1項に基づく特定元分事業者として、この敷地内の建設工事等における契約額が最大の監理工事の請負業者を指定する。
10. 工事業者等の労働時間短縮促進法第2「工期を短縮する等における取組」の促進会社への通知は、請負者が行うこと。
新体系発注契約約款第2「工期を短縮する等における取組」の促進会社への通知は、請負者が行うこと。

(C) 指導事項

1. 建設工事の適正な施工の確保について
本工の施に当たっては、適正かつ円滑な施工を確保するために「建設業法」や「建設業における生産・安全・衛生・環境・労働者保護等に関する法律」等に基づき建設労働者派遣法を遵守し、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の労働条件等の確保に努め、建設労働者等に対する指導を行うべきである。
2. 労働環境の改善等について
建設労働者の福祉の向上を図り、建設業に対する労働者を確保し建設業の健全な発展を図るため、労働者が労働者保護法を遵守し、建設労働者等に関する法律、労働安全衛生法第68条第1項に基づき特定元分事業者として、この敷地内の建設工事等における契約額が最大の監理工事の請負業者を指定すること。
また、建設労働者等に関する法律、労働安全衛生法第68条第1項に基づき特定元分事業者として、この敷地内の建設工事等における契約額が最大の監理工事の請負業者を指定すること。
また、建設労働者等に関する法律、労働安全衛生法第68条第1項に基づき特定元分事業者として、この敷地内の建設工事等における契約額が最大の監理工事の請負業者を指定すること。
また、建設労働者等に関する法律、労働安全衛生法第68条第1項に基づき特定元分事業者として、この敷地内の建設工事等における契約額が最大の監理工事の請負業者を指定すること。

3. 各種関係への協力依頼
公共事業労働者保護法、共通建設費の賦課調整等の対象工事となった場合は、必要な協力を行うこと。
4. 下請負人等の選定
下請業者、資材調達及び工事に係る技術者等の選定については、「佐賀県建設工事請負契約約款第1条の2」によること。
また、工事使用する資材については、地場産業の活性化を図るため関係内産出、生産又は製造されたものを積極的に使用するよう努めること。
5. 下請負人、資材調達先及び技術者の申請書
請負者は、佐賀県建設工事請負契約約款第1条の2第1項に掲げる事項を精査し、その旨の契約事務については佐賀県財務課に提出すること。
下請業者が保釈業者となる場合は「保釈業者の理由書」「下請負保証書」等を同時に提出すること。

6. 請負員は、佐賀県建設工事請負契約約款第1条の2第2項に規定する工事材料に係る輸入業者を選定した場合は、工事資材使用届出書を監督員に提出すること。なお、納入業者が輸入業者となる場合は、理由書を監督員に提出すること。
請負員は、佐賀県建設工事請負契約約款第1条の2第3項に規定する工事に係る技術者等の選定については、技術者等名簿届出書を監督員に提出すること。なお、配属する技術者等が県外居住者となる場合は、理由書を監督員に提出すること。
道路法第26条及び関係法令に規定する輸送車両並びに交通安全の確保に欠ける業者は排除すること。
また、「電気法 電圧2号」により、不法無届出を認めた車を工事現場に出入りさせないこと。
7. 工事準備作業の要領
請負員が約300万円以上の金額を以ての工事については、必要・要領・完成・訂正時に工事実績情報 (OPINS) の登録を行うこと。
(ただし、請負金額が2,000万円未満の工事については、発注・訂正時にのみ登録するものとする)。
産業廃棄物の取扱いについて
8. 産業廃棄物の取扱いについて
本工により発生する建設廃棄物のうち、九州各地の埋立施設及び埋却処分場へ搬入するものについては、産業廃棄物が埋却されるため、適正に事務処理を行うこと。なお、配属する技術者等が県外居住者となる場合は、理由書を監督員に提出すること。
石巻市建設業者等が使用する建設廃棄物、工作物などの解体作業については、石巻市防汚規則 (平成17年厚生労働局第21号、以下「石巻規則」という。) に従い、適正に行うこと。
なお、指示法については、監督員と協議すること。
9. 建設物の解体作業
建設物の解体作業を行う場合には、その原材となる原本についての合法性及び特種可能な最終検査が完了している森林からの産出に係る確認を行うこと。なお、その確認を行う場合は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
10. 建設物の取扱い
建設物の取扱いについては、「建設労働物産処理要領」 (国土交通省平成14年5月30日改訂) によることを原則とするほか、建設労働物の取扱い方針 (佐賀県) に従い、適切に処理すること。

(D) その他特記事項

1. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
2. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
3. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
4. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
5. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
6. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
7. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
8. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
9. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
10. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
11. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
12. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。

(E) その他特記事項

1. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
2. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
3. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
4. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
5. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
6. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
7. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
8. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
9. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
10. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
11. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
12. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。

1. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
2. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
3. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
4. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
5. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
6. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
7. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
8. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
9. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
10. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
11. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
12. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。

1. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
2. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
3. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
4. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
5. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
6. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
7. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
8. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
9. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
10. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
11. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
12. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。

1. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
2. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
3. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
4. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
5. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
6. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
7. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
8. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
9. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
10. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
11. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
12. 本工事は、産業廃棄物取扱い要領 (佐賀県) に定める中間検査の工程に準じ、適期中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。

共通事項	工事名	佐賀県本丸歴史館外装木部塗装改修工事
	図面名	現場説明書 (建築・設備工事編)
	工事番号	02
	図面番号	A

建築概要

建物名称	佐賀城本丸歴史館	建へA率	8.19%
建設地	佐賀県佐賀市城内2丁目(佐賀県指定史跡内)	容積率	8.03%
用途地域	第1種住居地域	前面道路幅員	現況:市道 15.00m、北側:市道 7.00m
特別用途地域	文教地域	設計dL	現状dLより+0.32m
防火地域	準防火地域	1階床高	dL+1.17m
主要用途	歴史博物館(御時間/佐賀市指定有形文化財(建造物))	軒高	dL+8.14m(御柱組所)
構造概要	木造1階建(一部2階建)	最高高さ	dL+12.26m(外御廊所)
敷地面積	30,710.01㎡	建へA率	8.19%
建築面積	2,514.06㎡(消火設備室14.55㎡含む)	容積率	8.03%
延べ床面積	2,466.38㎡(消火設備室14.55㎡含む)	前面道路幅員	現況:市道 15.00m、北側:市道 7.00m
指定建へA率	60%	設計dL	現状dLより+0.32m
指定容積率	200%	1階床高	dL+1.17m
最大許容建築面積	18,426.01㎡	軒高	dL+8.14m(御柱組所)
最大許容延べ床面積	61,420.02㎡	最高高さ	dL+12.26m(外御廊所)

佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事仕様書

1. 工事名

佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事

2. 目的

外装材となっている木部の腐食や劣化の進行を抑えるため(木材の保護)

3. 塗装範囲

雨戸・板戸・戸袋、腰壁、縁側、柱・梁(チリ部分も含む)等

4. 塗装仕様

既存木部下地調整(RA種程度)・表面処理の上、木材保護塗料、下塗り1回+上塗り2回とする。
 (キンゾラデコーラルフオロレステージ「日本エンバイロケミカルズ株式会社製」) ※同等品以上
 ①一般社団法人全国住宅火災防止協会「メンテナンス仕様」 ※同等品以上

5. 作業工程

《外装木部》
 ・下地調整(RA種程度)汚れ、木部表面劣化部分の除去
 ・カビ部分 - 漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム水溶液)によるカビ除去
 ・鉄錆部分 - 5%フェノール水溶液にて鉄汚染部除去
 ・水洗い(木拭き)
 ・乾 - 燥
 ・露出木部素地面の研磨
 ・下塗り 木材保護塗料 塗布 - 1回塗り → 乾燥
 ・上塗り 木材保護塗料 塗布 - 2回塗り → 乾燥
 ※木材保護塗料+カビ菌対応薬品添加

《軒天・化粧垂木部分》

・下地処理(防蟻)汚れ、木部表面劣化部分の除去
 ・防炎薬剤塗布(防炎薬剤/ノンネン700 強制浸透剤添加工法 原液換算50g/㎡ 塗布) ※同等品以上
 ・流矢防止剤塗布(流矢防止剤ZSTOP F100 ドット塗装工法 原液換算20g/㎡ 塗布) ※同等品以上

6. 工事期間

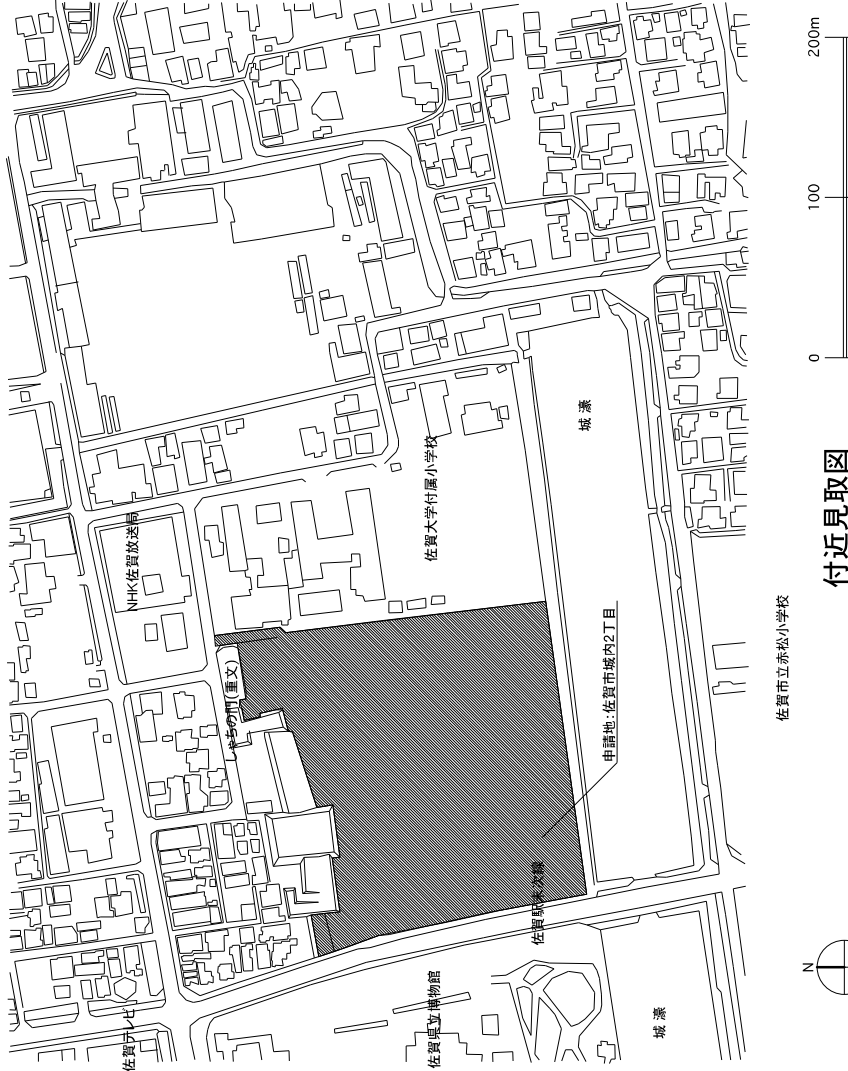
足場設置・解体も含め、令和07年度工事は契約日から令和08年 月 日()までとする。
 ※工事期間中の臨時休館日の設定はしていない。

7. その他

足場は簡易クサビ式流し足場とする。1段目はメッシュシート張りとして第三者の立入りができないようにする。さらに、足場倒壊防止材料には第三者災害防止の養生を施す。
 ・屋根裏面に見場を施工する場合は、瓦を破損しないよう適切に養生を行うこと。
 ・工事中は来館者及び佐賀城公園利用者の安全を充分確保し、特に来館者の通路には注意を払う。
 ・足場設置周辺にはクラゲやキノコ等、作業中及び作業区域は来館者の見学を妨げないよう、十分な安全措置をとること。
 ・工事期間中も閉鎖しているため、作業中の安全対策を徹底する。
 ・塗料の安全データシートを提出する。
 ・施工に際しては、時期・範囲(工区割り)・方法を館と打合せしながら作業を進める。
 ・施工に際しては、時期・範囲(工区割り)・方法を館と打合せしながら作業を進める。
 ・足場出入口部には、注意喚起表示・落下物防止養生・足場鉄部スポンジ張り等の安全対策を行う。

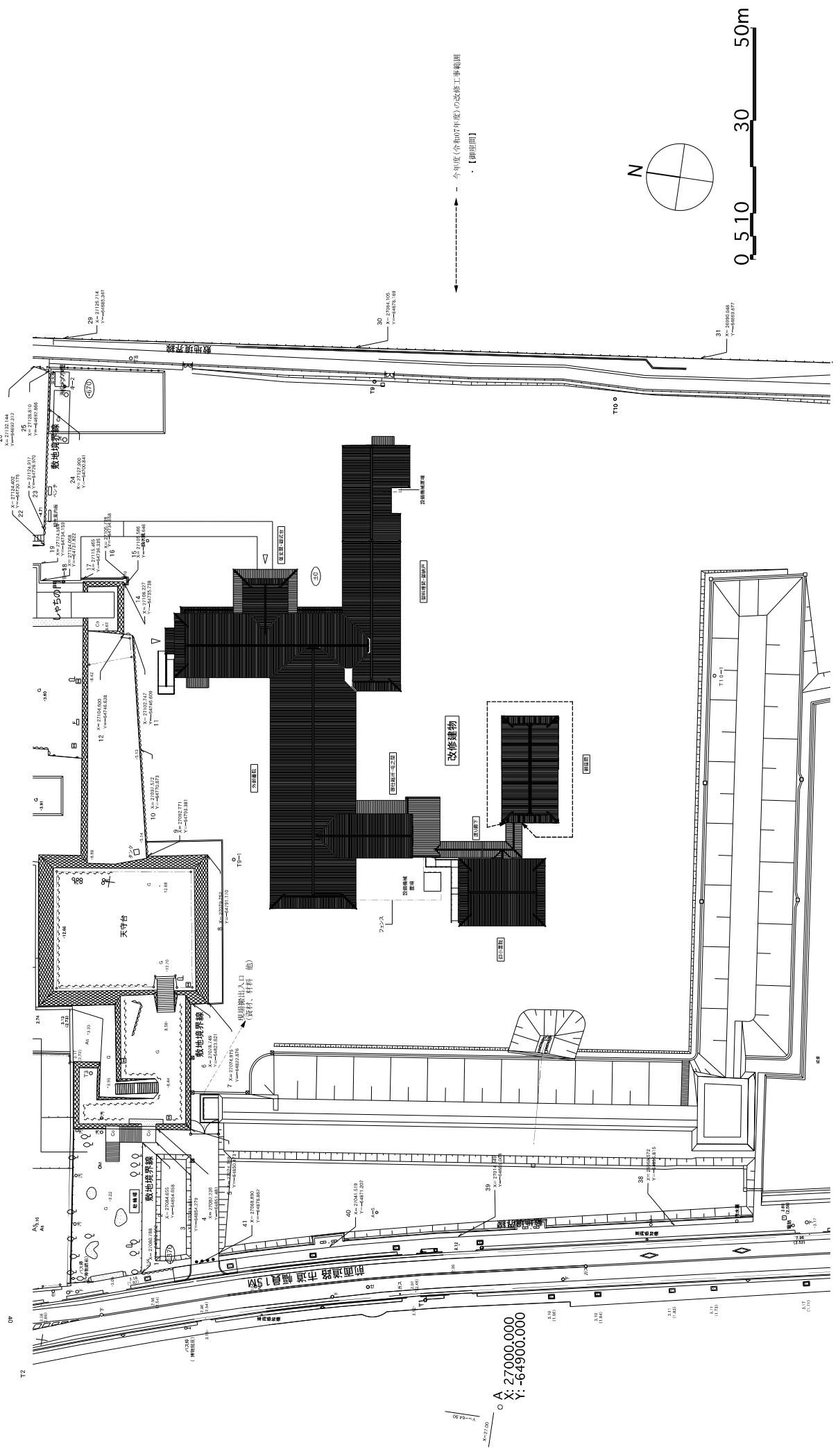
8. 工事箇所

【令和07年度】
 ①御座間

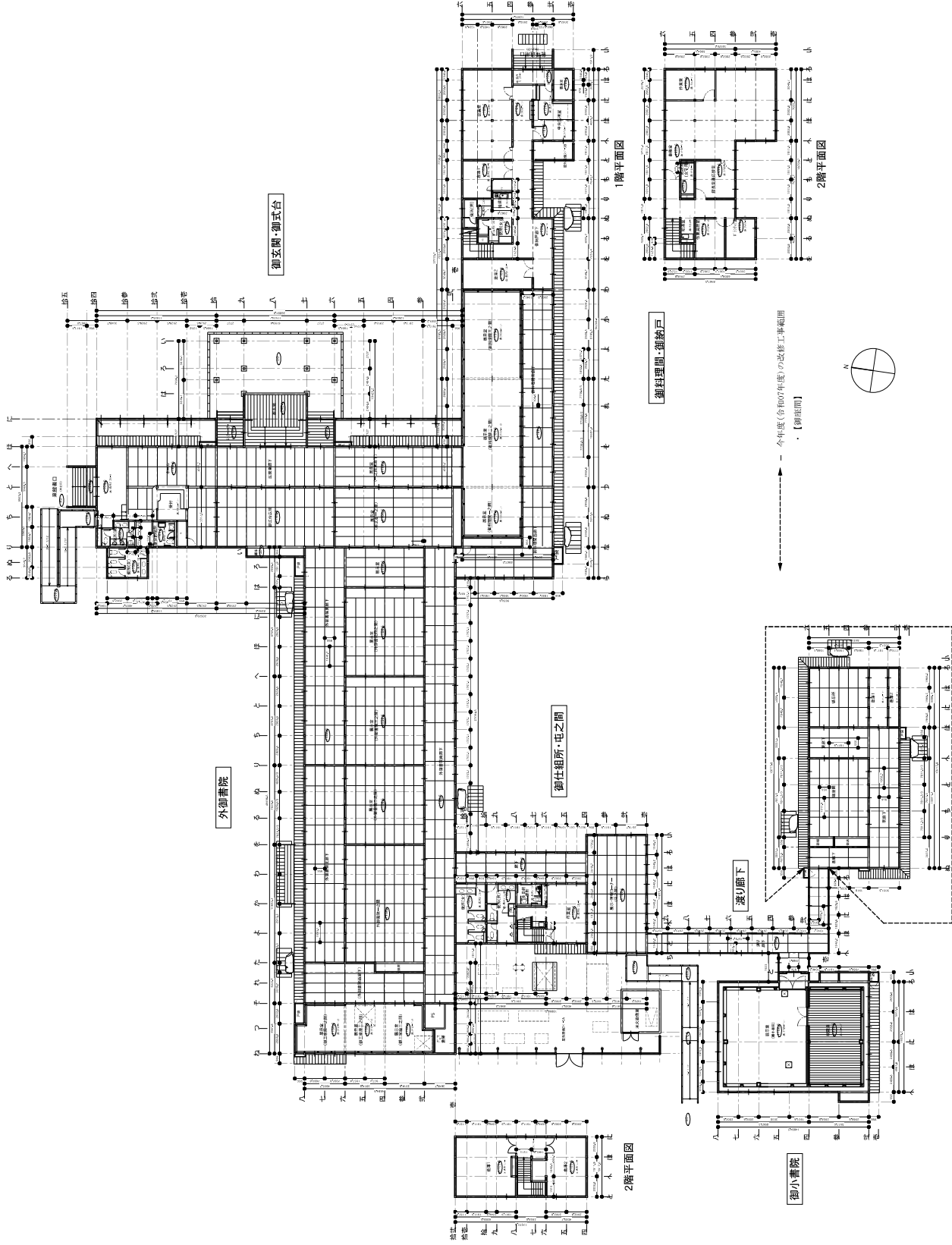


付近見取図

設計変更年月日	1回 年 月 日	工 事 名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	種 別	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図 番 号	A
	2回 年 月 日	図 番 名	建築概要・付近見取図・改修工事仕様書	設 計 者	一級建築士登録 新		04
	3回 年 月 日			設 計 日	R08年3月 日		



設計変更年月日 1回 年 月 日 2回 年 月 日 3回 年 月 日	工事名 佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	図号 A / 05
	図名 配置図	設計者 一級建築士登録 新 社
	縮尺 S=1/400	竣工日 R6年 3月 日



1階平面図

2階平面図

2階平面図

設計変更年月日 1回 年 月 日 2回 年 月 日 3回 年 月 日	工事名 佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	図 号 S=1/200	図 名 全体平面図	図 示 A / 06
	発 注 者 佐賀県立佐賀城本丸歴史館			
	発 注 者 代 理 人 一級建築士登録 新			
	発 注 者 代 理 人 名 R08年 3月 日			

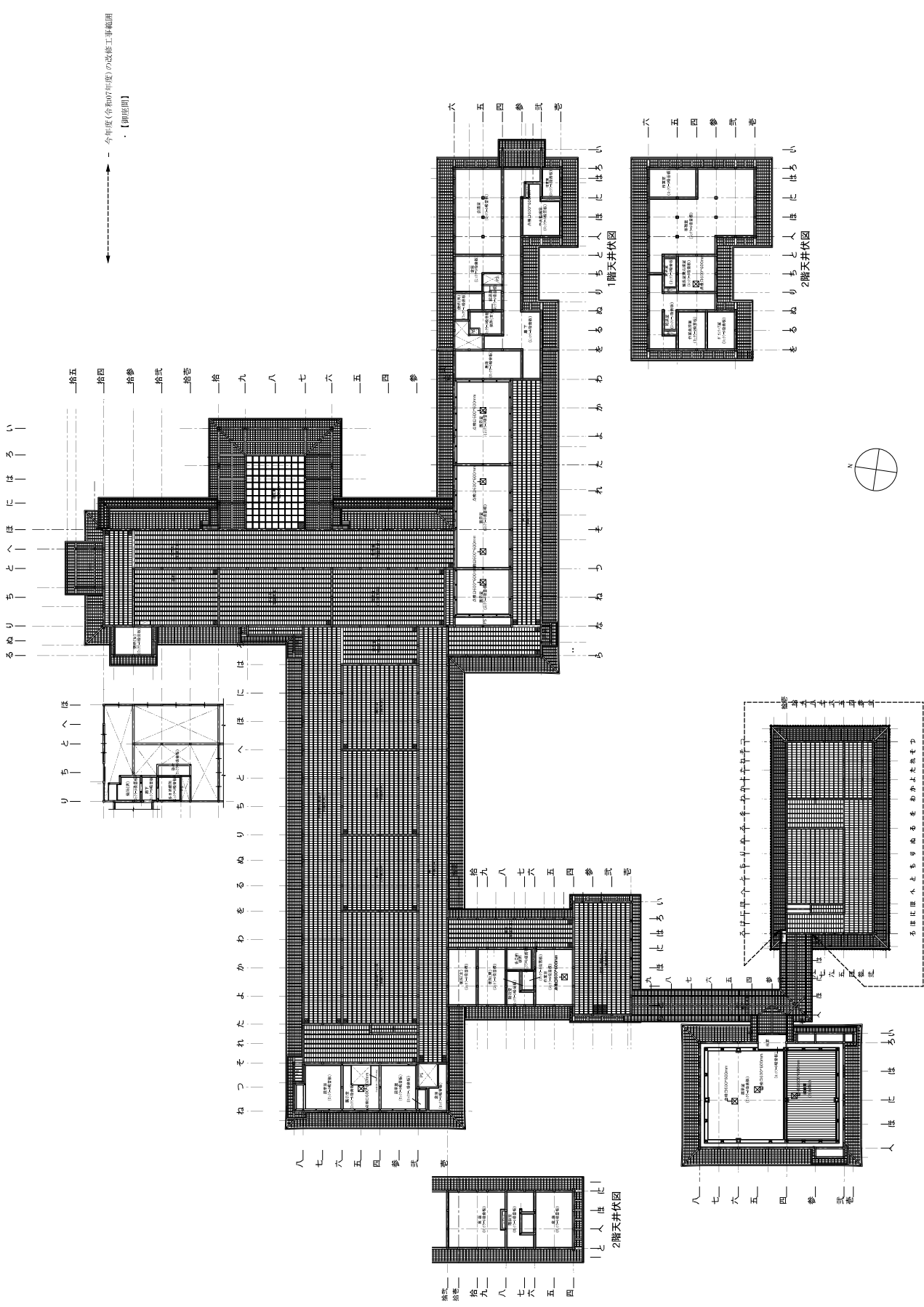
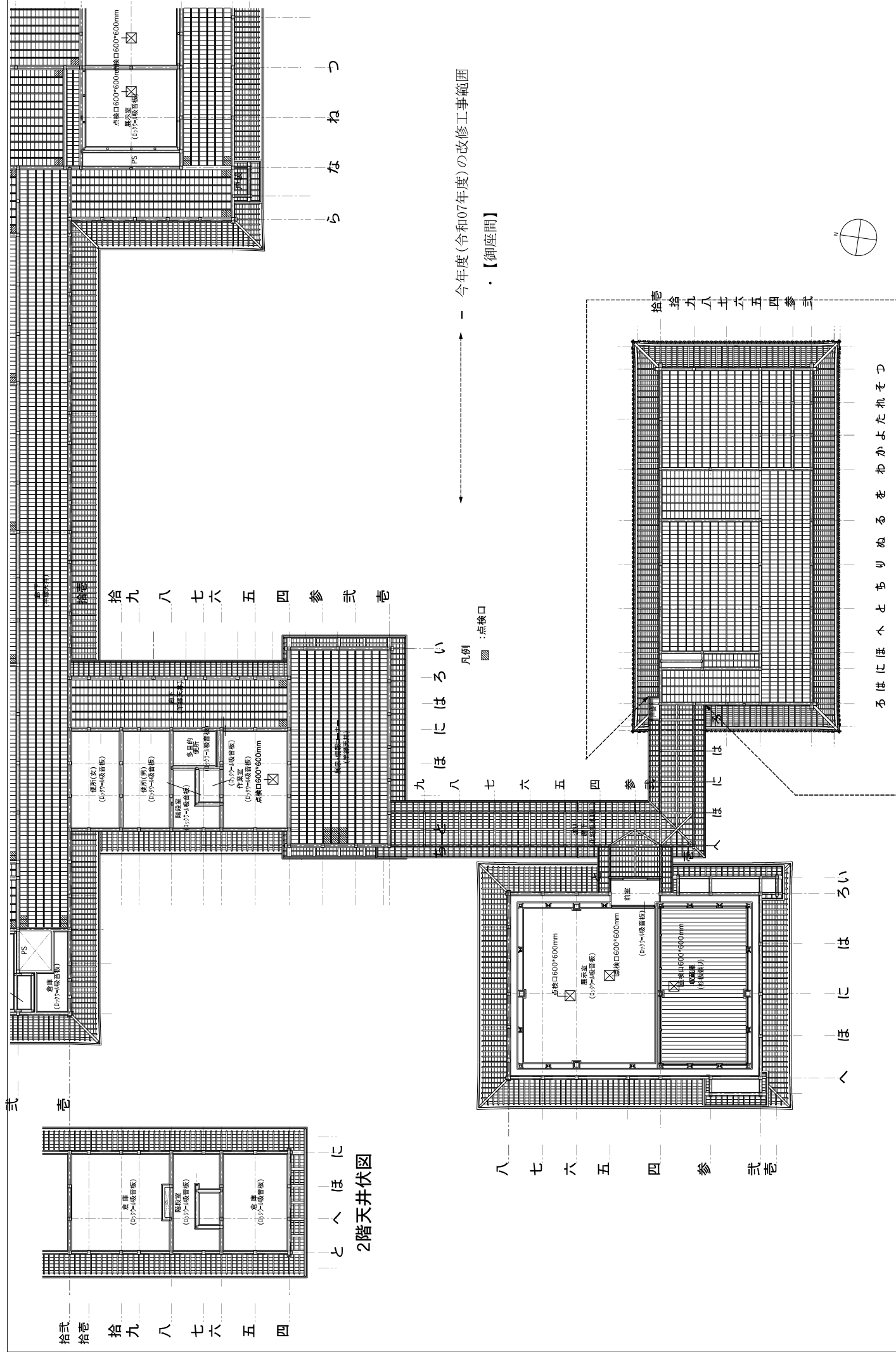


図 番 号	A / 07
工 事 名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事
図 番 名	全体天井伏図
規 格	S=1/200
設 計 者	一級建築士登録 新
設 計 日	令和4年3月 日
設計変更年月日	1回 年 月 日
	2回 年 月 日
	3回 年 月 日

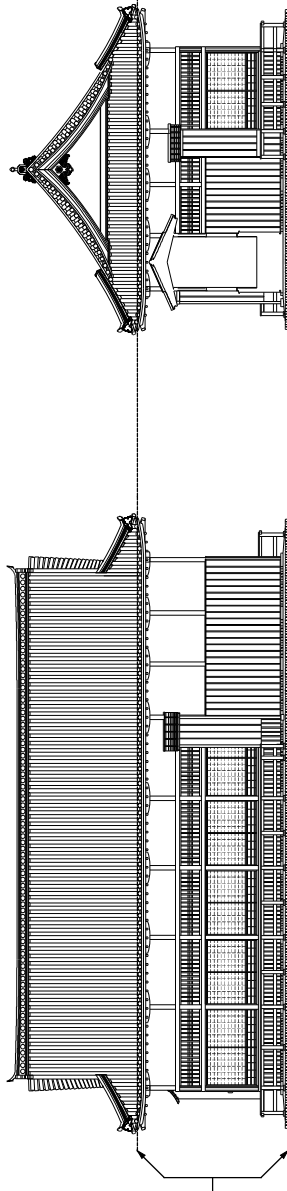


るはにほへとちりぬるをかよたれそつ

設計変更年月日	1回 年 月 日	2回 年 月 日	3回 年 月 日
工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事		
図面名	天井伏図 (御仕組所・屯の間、御小書院、御座間、渡り廊下)		
縮尺	S=1/100		
設計者	一級建築士登録 新		
竣工日	R08年 3月 日		
図番	A / 08		

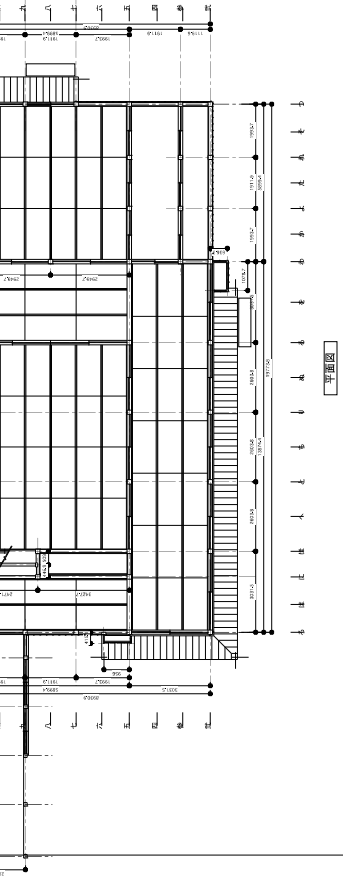
→ 今年度(令和07年度)の改修工事範囲

・【御座間】

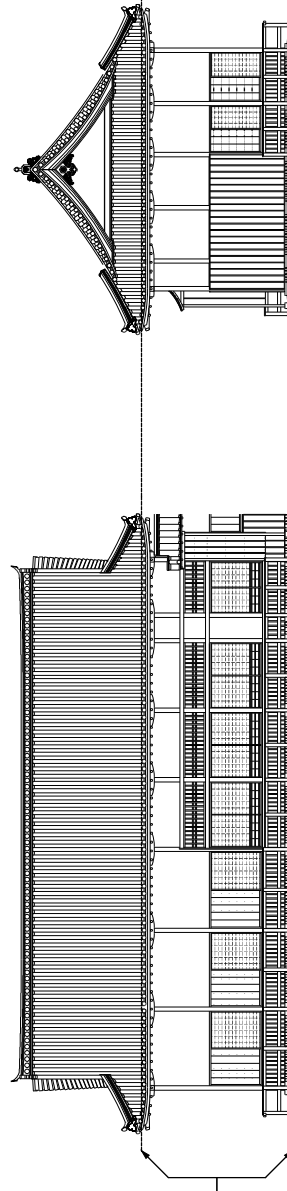


西立面図

南立面図

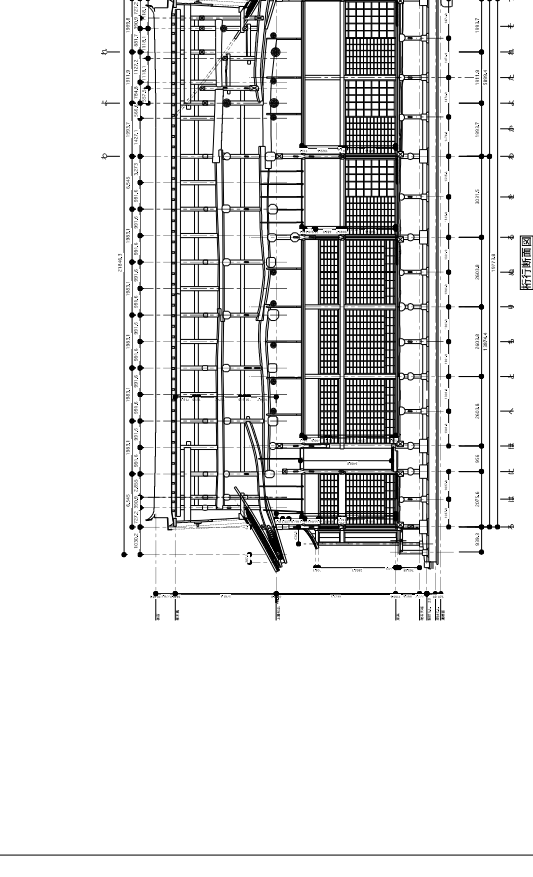


平面図

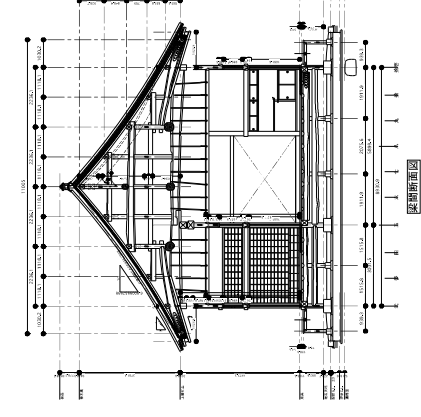


東立面図

北立面図

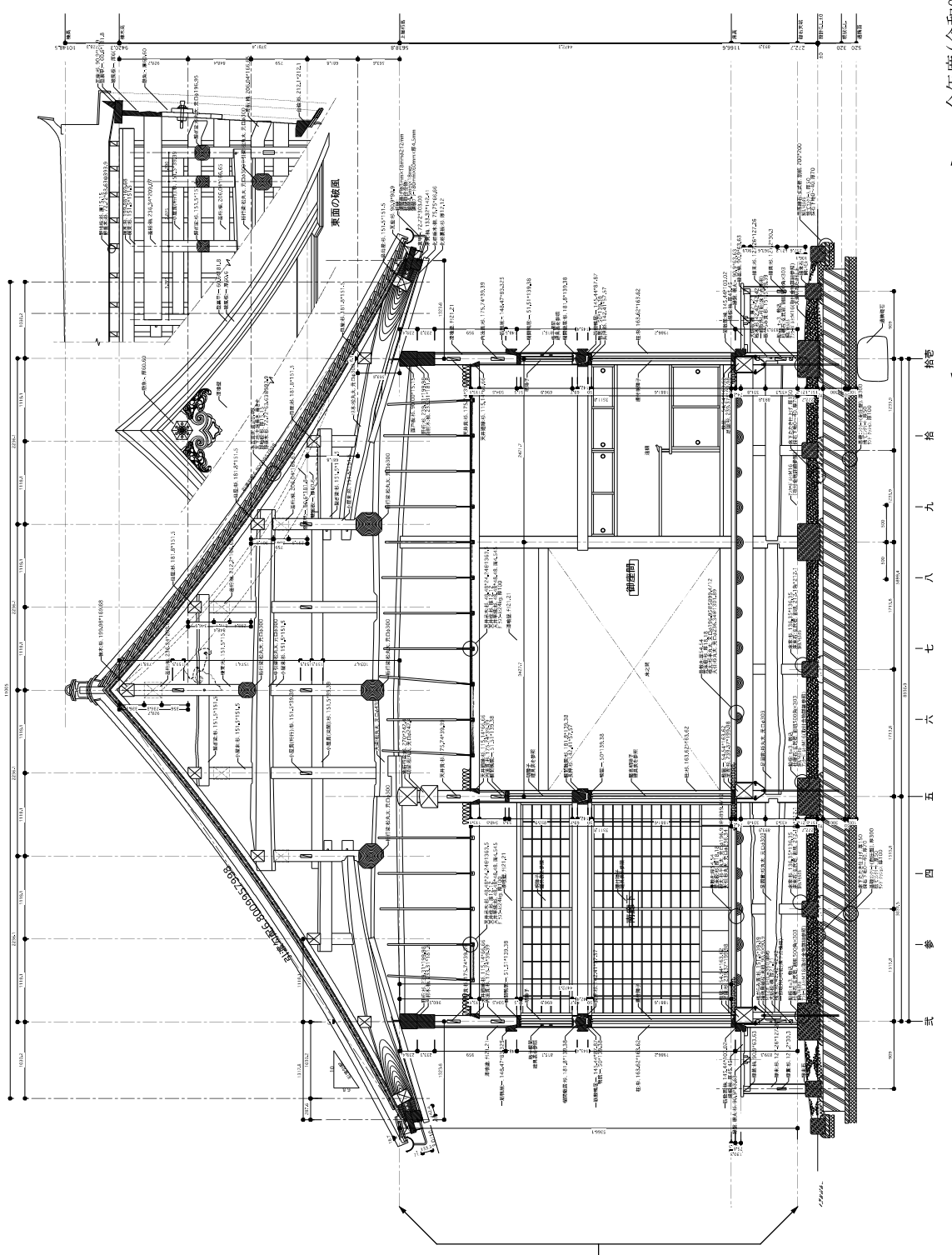


断行断面図



断面断面図

設計変更年月日 1回 年 月 日 2回 年 月 日 3回 年 月 日	工事名 佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺 S=1/100	図番 A
設計者 御座間	御座間 - 平面図・立面図・断面図	設計者 一般建築士登録 新	図番 09



佐賀城本丸歴史館
 外装木部塗装改修工事
 概観
 1/30

今年度(令和07年度)の改修工事範囲
 ・【御座間】

図番	A	10
図名	佐賀城本丸歴史館	
種別	S=1/30	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	一級建築士登録 新
図番名	御座間 - 概観	設 R6年 3月 日
設計変更年月日	1回 年 月 日	
	2回 年 月 日	
	3回 年 月 日	